

原爆被害の実相を追究する ―被爆者・調査・運動―

～報告関連資料集＝レジュメをかねて～

2015. 11. 14 濱谷正晴

はじめに ～被爆者調査（史）との出会い～

◆「原爆被害者問題の社会調査史」（『社会調査 - 歴史と視点』1994、社会調査史研究会）

*①ひろく社会的なアプローチで、②その調査過程をフォローできる ➡調査主体を限定

1. 厚生省昭和40年調査と隅谷三喜男・中鉢正美・石田忠
隅谷：「家族関係の破壊・非正常化」「社会的な後遺症と生理的な後遺症」
中鉢：「被爆者生活の構造的特質」（身体的障害、家族構成の破壊、地域社会の壊滅）
石田：「人間の精神的荒廃」に着目 〈漂流〉の必然性と〈抵抗〉の可能性
2. 中野清一「原爆影響の社会的調査」―兄弟関係と人間関係の順位
3. 山手 茂「原爆被害の諸要因の構造的関連」―原爆症と貧困の悪循環
4. 伊東 壮「原爆被害の全体像」―いのち・くらし・こころ
5. 米山桂三他「被爆地広島にみる社会変動」―個人・家族・地域社会の解体 - 再組織過程
6. 湯崎 稔「爆心復元・被災総合調査」―人間的生の全体的崩壊
7. 近沢敬一・船津衛（山口弘光）「山口県被爆者実態調査」―被爆者の精神構造の特質
8. 石田 忠「原爆体験の全体像」―〈死〉と〈生〉の意味
9. 継承と課題

◆「原爆被害者問題調査研究の歴史と方法」（1971、修士論文の構成をくみかえて活字化）

<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/6645/4/kenkyu0002100540.pdf>

「原爆被害者問題の社会科学的調査研究資料目録」（1971）

<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/6641/4/kenkyu0002201380.pdf>

➡調査主体を広く

➡客体であり主体でもある被爆者

「原爆被害者運動と実態調査」（1977）

<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/11639/1/ronso0770200760.pdf>

「原爆被害者調査」の立場と構想」（1989） *被団協『原爆被害者調査票』成立過程

<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/9566/1/HNshakai0002700670.pdf>

被爆者（役員&代表者会議等でのインタビュー） ⇔ 研究者（石田・濱谷）

◆今回：〈被爆者運動〉と〈被爆者調査〉に焦点。被爆40年「原爆被害者調査」の頃までに時期を絞る。

I. 救援運動による調査

■原水爆禁止世界大会広島準備会編（1955.8）

原爆被害資料その2『原爆被害者の實態—救援運動の立場から—』 原爆被害者の会提供

・「原爆被害者の会」：1952.7「吉川清は峠三吉を訪ね、新しい組織づくりについて相談…。学生だった川手健が事務局員となり…結成」（8.10）／「知り合いから知り合いへ」／山代巴が「原爆の手記」の編纂を通じて貢献。（『日本被団協 50 年史』2009 および『広島県史 原爆資料編』1972。参照）

・原爆被害者の救援という問題に、最近関心が高まって来たことは喜ばしいことと思います。然し、救援の対象となるべき被害者の実態については、現在、決して充分には明らかにされておられません。従って我々は先ずその実態を把握するために大きな努力をしなければならないわけで、ここにまとめられた資料はただ、これからの実態把握にとりかかる際の、ほんの手がかり程度にすぎないものと思います。そういった意味から、この資料が今後の実態調査の、ひいては被害者の救援運動の発展のために、何らかの糸口を与えるものとなれば幸いです。

・《もう死んでしまった方がいい》《どうしてあの時死ねなかったか》

⇔

《死んでしまったら原爆被害者のいい分はどうなるのか、死んではつまらん、何でも生き抜かねばならぬ》

□原爆被害者の健康状態

第1表 自覚症状（食欲不振・体がだるい・疲れ易い、目が悪い・耳が悪い、etc.）

第2表 最近かかった病気の有無

第3表 発病した25人の内訳（医者にかかった・かからなかった）

□原爆被害者の生活状態

第4表 被害者の被災前後の生活比較表

第5表 被害者の職業別分類表（現在） 第6表 同左（原爆罹災前）

第7表 住宅問題

□原爆被害者の運動

第8表 戦争・再軍備についての被害者の意見

第9表 ABCC、米国への損害賠償請求、原爆被害者の会についての意見

（原爆被害者の会 1953年夏 会員中抽出された44世帯に対する調査 より）

原爆被害資料その3『広島市における被災児の實態 附被災母子の生活状況』 広島子供を守る会提供

※つぎの二つの文書は、ほぼ同じ材料で構成されている

■世界平和集会広島世話人会『8時15分—原爆広島10年の記録—』1955年1月

*1954.10.6 発足 広島電通会館ホールに7,80名

八時十五分—それは人類の歴史において忘れてはならない瞬間である—

死の斑点—放射線は今もなお人びとを蝕みつづける—

生活も心も —ここにも原爆の深刻な影響がある—

◎「原爆被害者の会」による生活実態調査から

○原爆被災前と被災後の、被害者の職業別分類表

○被害者の被災前後の生活比較表（「苦しくてどうにもならない」ほか）

○原爆により父を失った家庭：家族状況、収支状況（説明）

○原爆により夫を失った家庭：

○原爆により傷害を受け長男長女を失った家庭：

○罹病者

○人の知らぬ精神的な苦しみ：これまでのべて来た様々の身体的苦悩、さまざまの生活上の苦悩を考えて見るならば、それだけで被害者の精神的な苦悩がどの様に深く大きいものであるか、想像できよう。然も、彼等には一つの慰めの言葉も、又一つの励ましの言葉も与えられなかった。彼等は相談する相手を持たなかった。逆に彼等は社会から余計者のように扱われ、人の目につかぬかたすみへとおしこめられ、訴えたいことも封じられ、そうして孤独と絶望の寒々とした生活の中へとつき落とされていった。

◎事例←『原爆の子』、『原爆詩集』、『原爆に生きて』（原爆被害者の手記編纂委員会、1953、三一書房）

原爆の孤児たち —原子砂漠にほうり出された子供たち—

◎広島子供を守る会 広島市内の小中学生を対象に行った調査結果

■広島原爆資料出版会（吉川清）『広島は訴える—原爆広島11年の記録—』 1956年7月

その朝までの広島

運命の日、八月六日

原爆は平和をもたらしたか

魔の遺産、原爆症

原爆被害者の生活

1 原爆の生活に与えた影響

原爆被害者の苦しみはその身体障害に加えて生活の困窮にある。生活の苦しさが一層身体障害を悪化させ、又健康の破壊が生活をより一層苦しくさせるという悪循環に陥っている。

◎「原爆被害者の会」による生活実態調査

2 原爆被害者の健康状態

3 引き続く苦悩の悪循環

4 精神的な苦しみ

原爆被災児の実態

◎広島子供を守る会 広島市内の小中学生を対象に行った調査結果

原爆被害者の運動

1 被害者の組織ができるまで 2 原爆被害者の会の結成 3 治療対策の発展

「原爆乙女の会」「原爆の子友の会」「原爆被害者の会」「あゆみの会」

原水爆禁止運動の発展

■原水爆禁止広島協議会 原爆被害者救援委員会『原爆被害者実態調査報告Ⅰ』 1956年8月

・被害者救援委員会：日本原水協の中に1955.9設立
・原爆の被害は、その身体障害が持続的であり、半永久的であるという特殊事情のために、生活の経済面に於て、更に又、精神生活面に於ても特異な深刻な影響を与えている。これらは個々の体験としては何人かの被害者によって語られて来てはいるが、広い範囲に亘っての本格的な調査は未だ行われることがなかった。

広島原水協に被害者救援委員会が設けられて以来、救援運動を効果あらしめるためにも、更に又、それを通じて原水爆禁止運動を促進するためにも、被害の実相を一層明らかにしその客観的実態を把握することの必要が痛感されたのであるが、その実行は中々容易とは思われなかった。

幸い、広島に於ける「平和と学問を守る大学人の会」から積極的な協力が与えられ、同会会員の久保良敏及び山手茂両氏を中心とした調査人によって

- ・原爆の被害が人々の生活の諸側面にいかなる影響を与えているか
 - 原爆はどのような直接的影響を与えているか
 - 被爆後の生活にどのような影響を与えているか
 - 被爆者はどのような苦しみを経てきたか
 - 被害者救援運動や原水爆禁止運動に対してどのような意見、態度をもっているか
- ・原爆障害者対策協議会による原爆被爆生存者調査（1955年12月）に回答をよせた市内在住の約3万名を母集団として、900名を無作為抽出
- ・調査票による個別面接調査：6月30日～7月11日 広島大学・広島女子短期大学学生が約50名協力771名回収集計

□数十項目の質問

- 1 被害の実態
 - 被爆距離 身体的被害（ケロイド・外傷・原爆症）の有無
 - 家族内の原爆死亡（犠牲）者数 住居の被害（消失、大破、小破）
- 2 被爆後の生活
 - 原対協による診療 健康保険加入
 - 家計（収入、支出） 生活扶助 転居回数
- 3 被害者の苦しみ
 - 「被爆が多かれ少なかれ原因となっている苦しみには…」
 - 「被爆後の苦しみに耐えるために、心のよりどころとなったものは…」
 - 「被爆者の苦しみは被爆者でないとわからない」（賛否）
 - 「被爆者の苦しみをもっと全国民に知らせる必要がある」「そっとしておいてほしい」
 - 原爆文学、原爆映画
- 4 被害者の要求（以下、省略）

■原水爆禁止広島協議会 原爆被害者救援委員会『原爆被害者実態調査報告Ⅱ』1957年8月

・この法律（原爆医療法）では被害者たちが従来要求しつづけてきた諸事項が十分に満たされているとは思えない。ことに低所得世帯においては折角の援護の手がとどかないうらみがある。そこで今年はこの

の低所得世帯を中心とし、これらの人々の生活実態や精神的および経済的な苦悩を明らかにすることを目的として調査を行った。

・今年も原対協の調査票にもとづき無作為に 900 世帯を抽出し、個別面接を行い、そのうちから被爆被保護世帯に該当する世帯を 120、一般被保護世帯 82、被爆要保護世帯 64、一般要保護世帯 25 をとくに抽出し集計した。

・7月1日～15日まで 調査員は広島大学生で調査訓練を行ったもの 48名

□世帯主の男女別 世帯者総員の年齢構成 一世帯の家族数 学歴 職業 被爆当時の職業と現職との比較 住居の種別 間数 収入 支出 健康手帳の所有の有無 治療診断を受けたか

□現在の苦悩、不平、要求など（自由応答） 最近原爆症で死亡する人のニュースを見聞したときの影響 最近の勤労意欲 原爆の与えた影響（身体的影響、精神的影響、自分の職業に直接影響を与えたか）

*以下の作品は、上記の調査報告等をふまえ、専門家によって作成されたもの

■日本原水爆被害者団体協議会『原爆被害の実相と被害者の苦しみ』 1959年8月

一、原爆によってどのような物理的被害を受けたか（庄野直美・佐久間澄・小川修三）

二、原爆症とはどのような病気か（杉原芳夫）

三、被爆者の生活にはどのような苦しみがあるか（山手茂）

→日本原水協・被団協の依頼によって組織した「広島・長崎原爆被爆者調査団」がおこなった 431名の被爆者の面接調査

(1) 被爆者の家庭生活のなかの苦しみ

原爆孤児 母子家庭 原爆孤老 被爆主婦 結婚問題

(2) 被爆者の職業生活のなかの苦しみ

就職問題 失対労務者 労働者 零細商工業自営者 農民

(3) 被爆者の苦しみと要求

病気と貧困の悪循環 医療保障と生活保障 結婚と就職 遺族の要求

原水爆禁止と平和 要求の組織化

(4) 被爆者の社会意識

疎外感 不安 原水爆禁止の意識と行動 政治意識

四、被爆者の救援はどこまで進んでいるか（石井金一郎）

*執筆者：いずれも、広島女学院・広島大学・広島女子短大

*つぎの『白書』への中間的な報告

■日本原水協専門委員会編『原水爆被害白書 かくされた真実』日本評論新社、1961.7.31

執筆者：石井、伊東壮、大江志乃夫、佐久間、庄野、杉原芳夫、田沼肇、山手、吉田嘉清

調査委員会（委員長：森滝市郎）のもとに調査団

（広島の研究者グループ）佐久間澄、杉原芳夫、庄野直美、大江志乃夫、山手茂

（長崎の研究者グループ）中西市郎、川崎文治、茂木六郎、林重太、前田豊昭、天野卓郎

【構成】 I / 1945年8月6日

II / 原水爆被害の実態 その1

- 1. 原爆投下の瞬間 2. 原爆による死亡者と傷患者 3. 恐るべき放射線障害
- Ⅲ／原水爆被害の実態 その2
 - 1. いつまでつづく放射能害 2. 放射線と遺伝 3. もし原子戦争がおこったら
- Ⅳ／被爆者の意識
 - 1. 被爆者問題をどうとらえるか 2. 被爆者の社会意識
- Ⅴ／被爆者の生活
 - 1. 被爆者の家庭生活 2. 被爆者の職業生活
- Ⅵ／被爆者と社会保障
- Ⅶ／原水爆禁止と被爆者救援運動

Ⅱ. 地域の被爆者の会による調査活動 ～岩手と静岡を中心に～

■原爆被災者の会『原爆被災者の実態』1956年8月調査

*世話人：伊藤喜一、田坂具隆、山口清、行宗一ほか9人

・特に東京等広島長崎以外に住む被災者の実態は余り知られていない。それは十年以上の歳月を経た今日、広島長崎以外では被災者の消息を知ることは困難であることと、国家公共の施策が全然及んでいないことが相当の理由であると思うが、それよりも被災者の殆どが、自己の原爆に関係ある経験と経歴を他に知られることを非常に厭悪しているのが最大の原因と考えられる。

・一昨年十一月日本赤十字本社で行われた原爆被災者の健康相談から出発した本会が、資金・労力の不足やその他あらゆる障害を排して、東京都内に於ては始めての実態調査を計画し、実行したのも、往々語り伝えられる原爆後遺症の本態を把握し、広く社会に訴えて国家公共の施策の手の及ぶことが一日も早いことを念願したからに他ならない。

・本会会員及び京都、愛媛、長野の三府県の会員に、調査票を配布し任意に提出

(『座談会でつづる東友会の50年』によれば、東京1091人に配布し454人から回収、その他45人)

□原爆被災者の分類

年齢層・性別 被爆地 距離及び被爆環境(屋内外) 世帯内被災者数 当時の職業

□原爆被災者の生活

世帯内における地位 世帯収入状況(世帯主の場合、世帯主でない場合) 現在の職業

□原爆被災者の健康

被爆時の傷害の種類 急性放射能症の状況 距離及び環境より見た発症状況

現在の愁訴(被爆距離・環境、愁訴の数、年代層及び性別に見た愁訴の状態)

現在病気している者 病気の種別及び発生の数 治療費 既往症 健康診断 現在の健康状態

□原爆被災者の希望事項

<国家に対して><社会に対して><本会に対して>

◆(その後の)東友会による調査のあゆみ

1965.1 「東友会被爆者調査」実施

- 1965.11 住宅困窮者申込の 31 名の実態をパンフレット「**被爆者と住宅問題**」に
 ・原爆被害者のもつ問題は多岐にわたっているが、いずれも、放射能障害のもたらした身体上の欠陥が、**生活、精神上に深くくい込み**、さらにそれが、身体上の障害を倍加させる悪循環を示している。／ここに示される住宅問題も、そうした一例を示すものである。
- 1966.10 66 年 3 月実施の「東京の被爆者実態調査」集計、「**首都の被爆者**」作る
- 1968.3 「**認定被爆者、老齢被爆者調査**」実施
- 1968.11 「東京の被爆者実態調査」実施 対象 65 歳以上 100 人抽出
- 1969.10 「**原爆被爆者の子どもに関する調査**」実施 1970.2 「報告」発表
 (以上、『首都の被爆者運動史一東友会 25 年のあゆみ』1982、「活動日誌抄」より)
- 1977 NGO 国際シンポジウム 関連調査
- 1983.7 「原爆死没者・遺族調査」開始
- 1985 「原爆被害者調査」
- 1992.8 『被爆者はいま…395 人を訪ねて』刊行
 ＊東京原水協＋東友会 被爆者お見舞い「生活と相談の調査」行動
- 1995.11 「被爆者の子」要求アンケート実施
 (以上、『座談会でつづる東友会の 50 年』2008、「被爆者運動関連日誌」より)
- 2013 東友会結成 55 周年事業「東京都在住原爆被爆者実態調査」

■**岩手県原爆被害者団体協議会** (1957. 1. 13 結成) ＊わずか 7 名の出席でスタート

被爆者発見

・本会として、一人でも同法案(原爆医療法)の恩恵からもれることのないことを期するために保健所、福祉事業所その他の機関と連絡をもち調査をすゝめてをりますが、被害の特殊性から予定の人員(170 余人)の半数も判明していないのが現状…。

(「原爆被害者調査についてお願い」1957.5.8 づけ会員宛通知)

・全国一広い面積をもつ県内を、うわさをたよりに、あるいは、原水爆禁止運動のなかで、一人一人の被爆者の所在をたしかめ、連絡をつける…。／入院中の斎藤が、ラジオ、新聞等で報じられる…連絡をつけて来た被爆者もおおく… (『いわての被爆者は願う 第二集』)

筆者が確認しえた岩手の調査は 5 回。

- 第 1 次 (1960) 会が把握している 115 名の被爆者のうち 47 名が応じる
- 第 2 次 (1964) 「国家補償法制定のための中心になる生活問題」の解明 (38 名分)
- 第 3 次 (1969) 静岡の全戸訪問調査で使われた被爆者診療カルテによる (35 名分)
- 第 4 (5?)次 (1972) 県被団協&福祉協会共同で実施 (36 名分)
- 第 5 (6?)次 (1974) 「諸施策を有効に受益するために」 (40 名分)

第 1 次 (1960 年 10 月) ＊「会員の精神的、肉体的、経済的状態の調査によって救援活動を進める」 会
 が把握している 115 名の被爆者のうち 47 名が調査に応じる

←多摩被団連の調査票をそのまま使用&面接調査を併用

- (I) 基本調査：職業、**家族の被爆・被爆死者数**、被爆位置・遮蔽物、被爆以後の行動、(線量)
- (II) 健康状態：①**被爆後の急性症状・火傷の程度**、②**現在の症状(不定愁訴)**、③**その後の治療・血液検査**、④**胎児被爆者の状況**
- (III) 最近の生活状況：家族収入、生活保護、住居、医薬品・治療費、**受療→家計への影響**、負債
- (IV) 現在の心境：a) 被爆者団体の必要性・めざすべき方向・参加協力できるか
 - b) 原水爆禁止の運動について
 - c) 被爆者の悩み 「**区別され被害を蒙ったこと**」
 - イ. 生命保険の加入
 - ロ. 結婚問題
 - ハ. 就職問題
 - ニ. その他
 - d) その他ご意見があれば

・「現在全く症状のない者は回答者 47 名のうち 3 名に過ぎず、原爆後遺症に数えられる出血傾向や原爆ブラブラ病と言われる症状が多く現れており、…無理をして働くことができない「半病人」であり、しかもいつ原爆症が悪化するかもしれない社会生活における決定的なハンディキャップを負っている」

(報告「原爆被害者調査資料」：『第 5 回定期総会議案』に収録)

- ・59 年から 61 年にかけて 5 人が死亡→高倉山温泉に被爆者療養センターを設置する運動にとりくむ。
- ・被爆者援護法制定おりにづる行脚 (1963 年)：医療法改正運動から国家補償へ

第 1 次調査の結果をもとに、「自分が治療を受ける場合、影響が大きくて生活できなくなる」者 16 名など、**地方に生きる原爆被害者の実状**を県民に明らかにする

第 2 次 (1964 年 7 月) * 「国家補償法制定のための中心になる生活問題」の解明

- I 被爆状況：被爆場所 (距離)、**被爆後どうしたか (逃避、焼跡整理、市中通過徘徊、看護救援、死体処理、焼跡居住)**、**当時と現在の職業の変遷と職業生活上の困難**、家族
- II 現在の健康状態：入通院の有無、**入通院する場合の問題点**、検査の問題点、電気製品・新聞の有無、**家計の状態と原因**、月収、医療法への意見、その他の困難や不満 (子供のこと等)
- III 要求

『いわての被爆者は願う 第二集』1965 年 3 月 1 日

被爆者実態調査 実際の被爆した際の状況について (朝鮮人被爆者 1 人を含む 13 事例)

私たちの声 県被団協に寄せられた便りの一部を紹介 (10 例)

アンケート 「**国家補償法制定のための中心になる生活問題に重点**」

- ・「働き手が入院すると家族が生活できない」22 名、「収入が減って生活に困る」19 名、「度々休むと仕事で不利になる」14 名
- ・「家計が苦しい」24 名：(原因) 栄養補給費>病弱で人並に働けない>治療のための交通費 etc.
- ・国会で「被爆者援護強化の決議」が通りましたが、あなたは具体的にどうしてほしいと思いますか？：
原爆被爆者に対しても**国は慰謝料を含む現在及び将来に対し生活の補償を**。etc.

* 「**被爆生存者への慰謝料**」(後の、「被爆者年金」要求につながる)

◎原爆被害者温泉療養センターの建設（借室からの独立）運動（65年9月～68年5月） 募金目標 1000万円 620万円余（「備品、カンパを含めると 800万円」）の募金

→財団法人「岩手県原爆被爆者福祉協会」として認可。

募金活動中に、新しく名乗り出る人／活動に参加する人。一方、4名の被爆者が死亡。

◎「特別措置法」施行（1968.10）されるも、岩手で対象になったのは認定患者1名のみで、健康管理手当は年齢制限等でゼロ。

第3次（1969年？月）

* 静岡の全戸訪問調査で使われた被爆者診療カルテによる [後述]

・ 広島福島の福島生協病院が被爆者診療カルテを作成。岩手でもこのカルテを使用し、疾病状態を郵送アンケートで把握することに。（斎藤義雄『私の被爆者運動』 p.171）

◎回収した診療アンケート票を検討し、岩手医大病院（指定病院）で健診を受けさせるも、「この程度では診断書を書くまでもない」と拒否。

第4次（1972年9月） * 県被団協&福祉協会共同で実施

* 斎藤義雄『私の被爆者運動』によれば、第5次、となっている（p.172）

□（一）認定・諸手当の申請に関する項（該当疾病の有無）

（二）健康管理手当該当疾病の有無

（三）現在の自覚症状

（四）治療中の病気

（五）医薬品・治療費支出

（六）家族の総収入

（七）生活扶助

（八）国・地方自治体への要求

（九）家族構成（健康、出産状況を含む）

◎盛岡医療生協川久保病院が開設（1973）。ここでの検診活動を軸に、健康管理手当受給運動

第5次（1974年9-10月） 「諸施策を有効に受益するために」

* 斎藤『私の被爆者運動』によれば、第6次、1975年となっている（p.175）

□被爆後の急性症状および外傷・火傷 自覚症状 現在の治療の有無

健康上の不安 健康と被爆との関係

経済状態 所得税額 年齢など

（諸手当の受給要件・検診項目に対応）

◎精密検診と結びつけて、最も高い回収率（手帳交付者 106名中 65名の調査票を回収）

<小括>

★被爆者の身に生じた「できごと」に対応

★特別措置法における諸手当の年齢制限や所得制限の廃止ないし緩和

★保健所での定期健診で異常なしなのに発病→原爆放射能による健康被害に根ざした検査基準

★手当受給の増大を、会の組織強化に結びつける

↓

NGO シンポジウム 一般調査 医学専門調査 生活史調査

特別訪問相談調査（1984年1～2月）

・健康、生活、精神的な面での実態を把握できていない（ほとんど病院に顔を見せることのなかった）

被爆者 29 名を対象

・川久保病院職員と医系学生が、1班2～3人で自動車に分乗。「一般調査票」にもとづく。

（斎藤義雄『私の被爆者運動』 p.191-5）

■静岡県原水爆被害者の会（1959.7.26 結成）

※「この会の会員は広島、長崎及びビキニに於て原水爆に依り、被災した者で、静岡県内居住者及びその遺族を以って構成する。」

◇『静岡県原水爆被害者白書』の刊行 4回に及ぶ

◇80年代以降も持続

◇杉山秀夫氏：1947.4 中学校教師（数学） その後高校

◆調査ごとに年次を追って整理すると…

第1回 創立前で、157人より返事が来、6割が病気と貧困の訴える

第2回 1960年、150人回答。異常なし22人だけ。異常児、早流死産の例が33世帯49人。

第3回 1961年、主として日常生活についての実態調査。114人回答。

第4回 1963年10月15日 健康診断・医療に関して。107人回答。放射線量の測定60人。

被爆線量と身体状況の相関関係。

第5回 1965年10月 厚生省(抽出)調査に静岡が漏れたので独自に検診・医療と生活調査。95人回答。

第6回 放射線量測定(全戸訪問) 197人回答。1968年実施、71年3月発表。

被爆距離、線量と、過去の病歴、現在の病気の関係を明らかに。

第7回 1971年 154人回答。意識と要求調査。

第8回 1972年 57人回答。二世の意識調査 抵抗が多く組織づくりに失敗。

第9回 1974年 現行法理解度調査。

↓ 1977年 国際シンポジウム一般調査 450人回答。

1984年 「被爆者要求調査」 141人回答

1985年11月-86年3月 日本被団協「原爆被害者調査」に遺族含め333人回答。

■『静岡県原水爆被害者白書 第一集 —地方に生きる被爆者の実態—』 1962

・「会員の実態を常に調査し、緊密な連絡、援助を行う」(会規)

「調査統計を通じて一般の協力を求める」(方針) 4年間に3度の調査

〔第1期〕＝第一次—第三次調査

第一次（1959.4） 県内 545 名被爆者の内、名簿の明らかな者 297 名（ビキニ被災者 11 名を含む）に対して実態調査。

□年齢、性別、現住所、職業、家族の死亡、被爆地、被爆時の服装、被爆時の状況、被爆後の急性症状、血液検査時の病名・症状・受けた場所、家計と家族数、希望事項

・約6割が貧困。もし自分が病気になると生活が非常に苦しくなる人 64 人、借金をかかえている人 44 人。医療の無料化と、生活保障をおり込んだ援護法を望む声が 7 割。⇒この実態を創立総会で発表、会の活動方向が確立。（杉山「40 周年」）

第二次（1960.1） 「不十分な医療法を改め生活保障含む完全な援護法制定のための運動資料」を得る

□〔被爆状況〕 当時の職業、家族、直接か二次被爆か、被爆地、被爆後の行動

〔最近の生活状況〕 家族数、月収、治療の生活への影響、生活保護、住居、負債

〔健康・医療の状況〕 現在の健康状態、治療の必要性、定期健診の受診状況

〔意識・要求〕 医療法への要望、原爆被害者の会についての認識、希望や意見

+

〔被爆胎児の発育状況と被爆後受胎した者の異常の有無、出産の状態〕

第三次（1962.9）

□(1)職業

(2)手帳

(3)被爆当時およびその後における被爆家族の死亡状況 *遺族年金要求の資料作り

(4)身体の異常 *内科疾患（前回は不定愁訴）で把握

(5)年末救援金申請理由

(6)要求 *「医療法改正、援護法制定をかちとる」ための要望順位調査

(7)会への希望意見

『白書 第一集』 *「被爆の実相を伝える当時唯一の地方記録」 「医療法では救えない」実態

【第一集の構成】

私の被爆記録—悲劇は今もなお—

原子爆弾の犠牲者を悼みて／検査はもっと充実したものに／キノコ雲、地上は一面火の海に／無意識の中に子供を抱えて物かげに／幼稚園児の私はそのとき昼寝中／故障のおかげで連絡船の甲板で／焼跡の救援作業に十日間／復員後打ち続く病気に不安の日々／焼傷にうじ、防空壕に一週間／爆心地より 1.1 キロの地点で／療養—失職 望む家族の生活保償／ビキニで被爆／検診の結果について説明を／被爆後の出産に奇形児が／話し中隣の人はその場で即死／校庭に整列中上半身に火傷／屋内で顔や手に相当の傷を／被爆後、年中どこことなく体が不調／病弱そして苦しい生活／部隊長訓示中屋外で／マグネシウムたたいた様なものすごい光／こんな恐ろしいことを二度と／原子爆弾

私たちは訴える

故人は訴えていた

第三次調査に寄せられた訴え（A. 肉体的症状／B. 要求希望／C. 二世に対する）

会に寄せられた手紙にみる被爆者の訴え

静岡県下に居住する被爆者の実態—実態調査結果とその統計—

(その1) 名簿よりみた被爆者の年齢別構成／分布状況(市部・郡部)／被爆時の職業別分類／被爆時およびその後における状態(被爆位置、屋内外、被爆時の服装、遮蔽、急性症状。火傷の程度、月経のなかった期間、咽頭炎、治療を受けた時の病名・症状、血液検査)／爆死者およびその後の死亡状況

(その2) 1. 身体の異状について(異状の有無、被爆後生まれた子、愁訴数、重要視すべき患者、訴え)／2. 被爆者は何を望んでいるか／3. 検診受検者数と要医療者の発生／4. 昭和36年度県下被爆者検診実態／5. 検診に対する意見と希望／6. 被爆者の生活状況(最近の収入、生活保護、負債、治療を受ける時家庭生活への影響、新聞及びラジオの有無)／7. 被爆者の健康状態／8. 現行医療法について／9. 会に対する訴え

- ・「発病したとて、その病気が原爆には関係ないものであるというデータは今の処一つない」
- ・検診では要医療者が出ないのに、現実にはその後入院する者や、死亡者等かなり存在する。

■『静岡県原水爆被害者白書 第二集 —私たちの完全援護法要求—』1964. 7. 30 1万部。

〔第2期〕＝第四次・第五次調査

第四次(1963. 10)

□①健診の実態、②症状、③暮らしの上で困ること、④医療法で最も改正してほしい点、⑤援護法の要求で特に望むもの、⑥被爆家族の死亡状態とそれが生活に与えた影響

- ・最も大きな狙い：被爆者がどんな病気をしてきたか(②)

→昭和20年、21～25年、26～33年、34～37年、38年 どの時期にどんな病気を？

+ カルテによる被爆受線量測定

被爆と健康状態との因果関係をとらえよう

【『白書 第二集』の構成】

私は厚生大臣に訴える

- 一、奇形児を何とか 二、死亡被爆者の実態について 三、放射線量が多いとこんなに
- 四、この病気、どうして一人前に働けよう 五、夫はガンで死に、長男は異状児 六、主人はこんなに苦しんで死んだ、私も長男も特別被爆者に
- 七、残存放射線が多い一般手帳を特別へ
- 八、何故父は急に死んだのか 九、原爆後遺症で働けず、何らかの補償を

アンケートの中で会へ寄せられた私たちの苦しみ

- 一、医療と生活について 二、二世問題について 三、定期検診について

県内被爆者はどんな病気をしているか(第4回アンケートの集計)

- 1. 今までの病気 2. 特に困る点(労働ができない、医療費払えない、など)
- 3. 一般検診・精密検診 4. 何を望んでいるか

放射線量の測定と今までの病気について

「60人の方々の被爆線量が計算出来まして感激して居ります。御努力の賜…。これが基礎になって
本当の検査の意味が現れ、治療が出来ると思います」(広藤道男 元広島原爆病院内科)

* (付表) 静岡県内被爆者の放射線量と身体状況について

第5次(1965.10) 厚生省(抽出)調査に静岡が漏れたので独自に、検診・医療と生活調査。

※「健康調査および生活調査は、……広島市および長崎市については国勢調査地区を、広島県および長崎県については市町村を、その他の被爆者1,000人以上の12都府県についてはそれらの都府県の全市町村を、それぞれ抽出の単位として、層化無作為の方法により抽出率1/20の割合で標本地区を選定し、この地域内に居住する全被爆者およびその被爆者の属する世帯を調査の客体とした。」

(厚生省「原子爆弾被爆者実態調査 健康調査および生活調査の概要」1967.11.1)

*岩手における第二次調査のIとIIとほぼ同一の調査票。ただし、独自に、病気の時に被爆者手帳を出すか、病歴と病状、被爆した家族の死の生活への影響を付加。

■『静岡県原水爆被害者白書 第三集—すすむ6百人の心の交流—』1969

【目次構成】

1. 活動家の誕生／2. 病気と貧困のいたばさみ／3. 被爆者の人に云えない苦しみ／4. 各地の会員より、活動連絡、決意／5. 二世の手術／6. ノイローゼか、いやそうでない／7. 貧者の一灯、仲間の連帯—令状より／9. 又一人、この手紙がくる度に悲しみと憤りがこみ上げてくる／10. 被爆者救援は県境をこえて／11. 私の敬愛する人、長崎の福田須磨子さん／12. 手続きをどうしよう／13. 被爆者は孤独でない／14. 新聞読んで、被爆者の未亡人／15. 被爆者発足はどこでも／16. 国会議員の協力
(会長あての手紙、激励文、交流、第二集が及ぼした反響など)

※「調査員の必読書」(杉山)

第6回 (1)被爆者診療カルテ+(2)全戸訪問調査用紙 197人回答。1968年実施、71年3月発表。

[第3期]

第六次(1969) *静岡県原水協の活動家や教師、医療関係者、宗教家等が協力

・二つの調査票:

被爆線量調査(広島市の福島生協病院の診療カルテを使う)(全75問)

質問紙(全61項目)

- I 一般事項 II 被爆者手帳の保持に関して III 医療法の完全実施を要求して
- IV 特別措置法を100%活用し、さらに改善をめざし
- V 現在の生活状態 VI 家族の状況 VII 被爆体験と生活歴
- VIII 現在もっとも困っていること、希望すること
- IX 所属している団体について X 被爆者運動、原水禁運動との関係

・現行法が、私たちの要請しつづけてきた「援護法」の内容には及ばない不当、不備なものである上に、その実施にあたっての行政指導についても大きな問題がある。そこで私達は、24年間の被爆者活動、原水禁運動をふり返りながら、被爆体験を整理し、正しい実相を改めて訴えるために、…以下のべるような目的で第六次の調査を行った。

(1)手当受給の資格制限 静岡県で特別措置法の適用をうけたのは健管手当3人

(2)「24年間生きぬいてきたことを無にさせない」

(3)「被爆者の苦しみは、それがたった一人きりに現われ出た苦しみであっても、それを重視し最大限の解決をはからねばならない」

(4)「**親切な専門医による責任ある健康診断**」を

■『**静岡の被爆者 —全戸訪問調査中間報告—**』1970. 2. 28

■『**静岡県原水爆被害者白書 第四集 —放射線量の測定と身体への影響—**』1972. 3. 1

【第四集の構成】

第一部 一 被爆者の記録 *全戸訪問中、調査用紙に書かれた・後日、手紙で

二 私の記録—原爆体験の部分 *西子氏

第二部 「全戸」訪問調査と放射線量算出結果

第6回調査の目的と特徴

結果と考察 1. 一般事項について

2. 被爆者手帳の保持に関して

3. 原爆医療法の完全実施を要求して

4. 特別措置法を百パーセント活用し更に完全めざして

5. **被爆体験（放射線量）と生活歴。病歴**

6. 現在の生活状態

7. 被爆者・原水禁運動との関係

・(5. 被爆体験（放射線量）と生活歴。病歴）：**爆心地に近い遠いというよりも、問題は線量。どこで被爆したかというより、線量によって、その値と現状を比較する方が科学的。**そして、調査してみて、**線量の多い程、又被爆時に何らかの症状（脱毛、出血、貧血、ヤケド、外傷等々）を持っていて、辛うじて生存してきた程、現在も病気になる率が高い。**／この分析は、当時われわれにとっても初めてであり、全国でもこの研究をしているのを聞かない。

・あとがき：最初は全戸訪問と「勇ましく」も取り組んだものの、結果的には197名…。**広い地域を一軒一軒まわるわずらわしさ、訪問調査する専門家の欠如、即ち、被爆者対策の専従がないこと、正業の片手間での仕事で不十分、しかもものびのびに。**／果たしてやり遂げるだろうかと不安に……何とか成功にこぎつけたのは**静大学生平和委員会の力があつたから。放射線量の算出が出来たのは、広島大学理学部教授佐久間澄先生のおかげ。**

〔第4期〕のテーマ：組織の強化 「実態を率直にうけとめて、活動の方向を見つけたい」

第七次 (1971) *援護法制定運動を支える組織の強化にねらい

□県被爆者ニュースの必要性和感想、医療法・特別措置法の知識、現在困っていること、政府・自治体への援護要求、要求実現運動への参加の意思と形態、被爆体験を子供や家族に話すか、今後の活動方向 :

第八次 (1972) *被爆二世に対するアンケート 実態把握と組織づくり

□(1)親の被爆地、(2)親の生死、(3)健康状態、(4)心配・不安、(5)希望者検診、(6)二世としての意識の有無、(7)結婚・就職、(8)行政への要求、(9)(10)二世の組織

第九次 (1974) *74年度の現行法改正の理解度を問う

□手帳の更新、定期健診、認定制度、一般疾病医療機関、診療の時手帳を出すか、健管手当・葬祭料・介護手当、健康上の悩み、二世についての悩み、医療で困っている点、援護法の要求、政府・国会への陳情に参加するか、会への要望

〔第5期〕

◆「被爆者要求調査」の静岡報告版

『被爆者が今まで悩んだこと苦しんだこと いま、被爆者が願っていること』1984

◆「原爆被害者調査」の静岡版報告書

『静岡の被爆者：被爆40年にあたり被爆者調査をまとめて』1986

『あの日から40年生きて —静岡の被爆者— 副本』1986

『劫火をくぐって —静岡の被爆者— 別冊として』1986

◆『静岡県原爆被爆者アンケート調査報告（1991.2）』 *郵送法

・県内に居住する被爆者について、これらの実状を知り、**網の目援護活動を強化**することを目的に…

□1.一般健康診断について 2.2年前からのガン検診について 3.からだの具合、健康状態について 4.医療機関との関係について 5.生活の状態について 6.経済状態について 7.老後（将来）への不安について 8.検診を受けたときの交通費の請求は 9.一般疾病医療機関にかかるときの医療費について 10.指定医療機関一覧表について 11.指定医療機関数について 12.健康管理手当について 13.被爆者が病気で亡くなれば、葬祭料が請求出来ることについて 14.一般検診、ガン検診の実施場所、実施方法などについても要望、ご意見があれば 15.相談事業の参考にします。希望する項目に○を 16.あなたについて

◆『原爆被爆者相談のための調査報告〔1993年度〕』

・平成2年度に、全県被爆者を対象に、実態調査、要求調査を実施。…県下全体の傾向を知る上に、非常に参考となるが、個々の相談指導には不十分なところがあった。／…高齢者世帯、一人暮らしの病院の実情を調べ、手助けすること。健康管理手当、介護手当申請について、困っていることなど、一人一人の実態を調べ、相談の手をさしのべることが必要であると考え、調査を実施した。

・「全県下の会員」を対象に、「役員・相談員の直接面接による」 374名回収

□性別・年代と各手当受給者数 健康管理手当を受けていない理由 年代と健康状態 家庭と健康状態 医療費無料・葬祭費請求・介護手当請求の理解度 家庭と訴え・希望

Ⅲ その後における調査活動の展開

*スライド画像参照

厚生省調査とその批判を契機に活性化

市区町村の被爆者の会

沖縄在住

きのこ会

外国人被爆者

在外

支援団体とタイアップして「訪問」調査

「爆心地復元」調査

1977 国際シンポジウム 各県報告書

1985 「原爆被害者調査」の成果

IV まとめとむすび

◇被爆者みずからによる科学的な営み かつ思想的な営み

◇さまざまな契機：被爆者発見のため 健康と生活の実態を把握する 法の適用をはかる援護法要求の根拠を作る 活動方向をさぐるなど組織化めざす 等々

◇実態把握と政策化・組織化：施策の前進の中で、法の徹底適用をはかりながら、現行法で解決しえない問題を明らかにしていく

◇援護法制定運動と国の被爆者対策：原爆被害の特質のとらえ方をめぐる対抗関係
(問題点)

◆現行法の土俵のなかで

◆調査と世話活動の一体化が進行すると、調査の内容も、その枠組みの範囲に

◆「実際に困っていて、協力的である者と、健康、生活に不自由なく、調査は勿論通信すらいやがる者、その断層が大きい」(杉山氏) →健康・生活により困難をかかえた層が多い

◆「過去、未来にわたり、個表をつくって、一人一人の生活歴と病歴を詳しく調べたい。その中から二世・遺族のことも調査できる」(静岡)

*家族に関する項目をいかに集計・分析できるか？(研究者にとっても、未達成の課題)

★被爆 40 年「原爆被害者調査」 転換点

「受忍」政策⇔「原爆被害者の基本 requirements」

原爆とは、人間がはたして受忍しうるものか？ 受忍させてよいものなのか？

調査票設計にあたっての4つの礎(仮説群)

- 1 被爆者要求調査報告書『いま、被爆者が願っていること』の柱建て
- 2 原爆死者・遺族調査にもとづく〈原爆死〉に関する仮説
- 3 「典型」における原爆体験の全体像(石田忠)
- 4 NGO一般調査(自由記述回答)にもとづく〈惨苦の生〉に関する作業仮説(濱谷)

↓

《苦悩としての原爆体験にわけいる》調査設計

《枠組み・視点のすえなおし》

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| (1) 〈死〉と〈生〉の問題を一体的にとらえる | * 《苦悩としての原爆体験》 |
| (2) 原爆の無差別性：〈家族の解体〉から〈人間の死〉として | * 〈原爆死〉の再構成 |
| (3) 〈こころの傷〉を通して〈社会〉の崩壊を見据える | * 〈地獄〉の復元 |
| (4) 〈不安〉の構造を深め、〈生きる意欲の喪失〉過程をおさえる | * 〈生きる意欲喪失〉の必然性 |
| (5) 「二つの力のつばぜり合い」として被爆者をとらえる | * 〈反原爆〉思想の形成 |

★むすびにかえて

- ・いま解き明かすべき問題・争点は何か？
- ・継承センターとして、原資料から収集し直し広く発信する